

資料2

保健事業について

健康福祉部 保険年金課

1. 特定健康診査について

(1) 実施状況

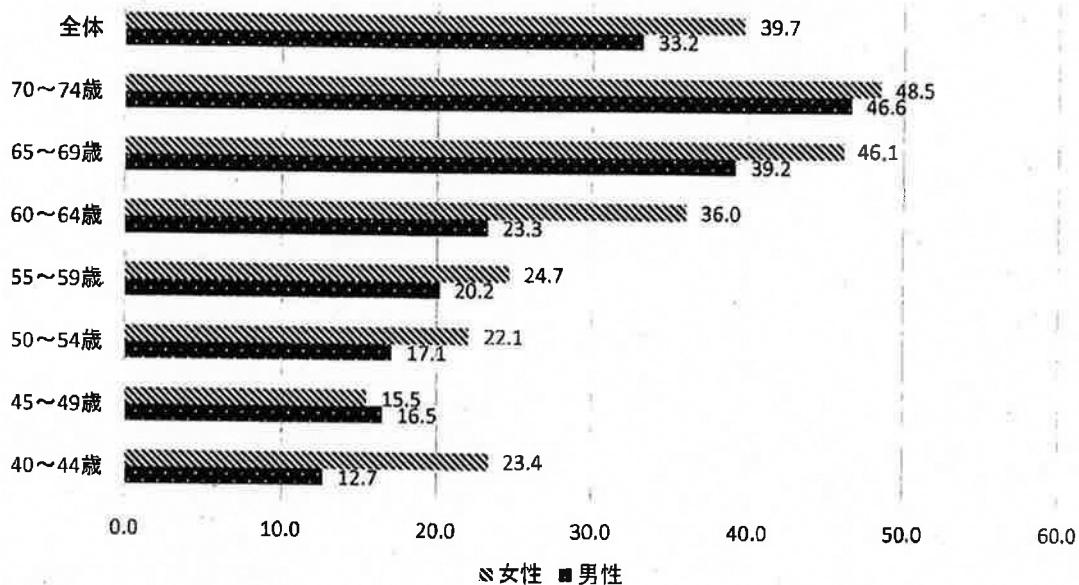
- ・実施時期：6月1日から2月28日まで
- ・対象者：40～74歳までの草津市国民健康保険被保険者
- ・実施方法：県内実施医療機関および滋賀県厚生農業協同組合連合会に委託

(2) 受診率の推移(法定報告数値より)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象者数(人)	16,794	17,140	17,481	17,652	17,462
受診者数(人)	5,751	6,131	6,495	6,704	6,404
受診率(%)	34.2%	35.8%	37.2%	38.0%	36.7%

(3) 男女別・年齢階級別受診率

平成27年度 性別年齢別階級別受診率(%)



(4) 受診率向上への取り組み

- ・未受診者への受診勧奨通知(年2回)
- ・嘱託職員(保健師)による未受診者への受診勧奨電話(6月～1月)
- ・広報くさつによる啓発(6/1号、11/1号、12/1号で掲載)
- ・公共施設等での受診啓発ポスターの掲示、府内でのチラシの配付およびのぼり旗の設置
- ・まちづくり協議会等の会議、市主催健康イベントでの周知啓発
- ・公用車(14台)による周知啓発(マグネット貼り付け)
- ・健幸ポイント制度のポイント対象メニューとしてポイント付与

(5) 受診率向上のための今後の取り組み

- ・未受診者への受診勧奨電話の充実・強化(対象者の精査、勧奨件数の増加)
- ・協会けんぽとの特定健康診査の合同実施(市内2カ所、対象200人の予定)

2. 特定保健指導について

(1) 実施状況

- ・実施時期：通年（一人あたり6ヶ月間の支援を実施）
- ・対象者：特定健診受診者のなかで、特定保健指導対象者選定基準に該当する者（下記参照）
- ・実施方法：保健師、管理栄養士による集団指導、個別指導

(2) 実施率の推移（法定報告数値より）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象者数(人)	711	734	712	764	687
指導者数(人)	69	95	64	77	105
実施率(%)	9.7%	12.9%	9.0%	10.1%	15.3%

(3) 実施率向上への取り組み

- ・特定保健指導予約票による実施医療機関からの予約
- ・医療機関での動機付け支援実施（1医療機関から4医療機関に増加）
- ・動機付け支援における電話勧奨および積極的支援における訪問勧奨
- ・市保険年金課（人間ドック費用助成時）、健康増進課（健幸ポイントQUOカード交換時）窓口での利用勧奨

(4) 実施率向上のための今後の取り組み

- ・協会けんぽとの特定健康診査の合同実施において、特定保健指導対象者の初回指導をその場で行う。
- ・土日や時間外の電話による特定保健指導利用勧奨と、特定保健指導の実施

<特定保健指導対象者の選定基準>

腹 囲	追加リスク I ①血圧 ②脂質 ③血糖	追加リスク II ④喫煙歴	対象年齢（実施年度末）	
			40～64 歳	65～74 歳
≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性) 〔内臓脂肪の面積の測定がある場合には、内臓脂肪の面積が 100 平方cm以上〕	2 つ以上該当			
	1 つ該当	あ り	積極的支援	動機付け支援
		な し		
	3 つ該当		積極的支援	
上記以外で BMI ≥ 25	2 つ該当	あ り		動機付け支援
	1 つ該当	な し		

追加リスク I	追加リスク II
① 血 圧 ●収縮期 130mmHg 以上 または ●拡張期 85mmHg 以上	④ 喫 煙 歴 ●質問票より
② 脂 質 ●中性脂肪 150mg/dl 以上 または ●HDLコレステロール 40mg/dl 未満	③ 血 糖 ●空腹時血糖 100mg/dl 以上 または ●HbA1c 5.6%以上

標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）より抜粋

3. 人間ドック等の助成について

(1) 助成対象者

- ・年度末年齢が満40歳以上の国保加入者で、国保税を滞納していない人。

(2) 助成内容

- ・人間ドックは費用の1/2で、限度額は20,000円
- ・組合せドック(人間ドック+脳ドック)は両方合わせた費用の1/2で、限度額は30,000円

(3) 人間ドック等助成件数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人間ドック	385	375	432	458	544
組合せドック	130	126	157	146	212
計	515	501	589	604	756

4. 計画の策定について

(1) 平成29年度の計画策定について

平成29年度末で、特定健康診査等実施計画およびデータヘルス計画の計画期間が完了するため、平成29年度に、第3期特定健康診査等実施計画および第2期データヘルス計画を策定する。

今後、専門家や有識者等で構成する特定健診等実施計画策定委員会の設置準備や計画策定に向けた医療・健診情報の収集・分析などの準備作業を開始する。

(2) 特定健康診査等実施計画について

① 特定健康診査等実施計画とは

高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健診等の実施について定める計画

② 計画で定める事項

- ・特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- ・特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- ・特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

③ 計画期間

- ・医療保険者は、5年ごとに計画を策定する(第3期からは6年ごと)

第1期 平成20年度～平成24年度(5年間)

第2期 平成25年度～平成29年度(5年間)

第3期 平成30年度～平成35年度(6年間)

(3) 保健事業実施計画(データヘルス計画)について

① 保健事業実施計画(データヘルス計画)とは

医療・健診情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために定める計画

② 計画で定める事項

Plan(計画) データ分析に基づく事業の立案

(健康課題・事業目的の明確化、目標設定、費用対効果を考慮した事業選択)

Do(実施) 事業の実施

Check(評価) データ分析に基づく効果測定および評価

Act(改善) 次のサイクルに向けての修正

③ 計画期間

・医療保険者は、3年ごとに計画を策定する(第2期からは6年ごと、3年ごとに評価)

第1期 平成27年度～平成29年度(3年間)

第2期 平成30年度～平成35年度(6年間)

(4) スケジュールについて

	平成29年						平成30年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①医療・健診情報の分析 ・健康課題の把握 ・保健事業の実施内容など						→									
②計画書の策定						→									
③関係課協議 (意見交換、他計画との調整等)						→									
④国保連合会保健事業支援・評価委員会の策定支援						→									
⑤計画策定委員会の審議						→									
⑥国保運営協議会の審議				→			→								
⑦計画書の公表												→			
⑧事業開始												→			